

## 山江村障害者活躍推進計画

機関名	山江村役場・山江村教育委員会
任命権者	山江村長・山江村教育委員会 教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
山江村における障害者雇用に関する課題	山江村は令和元年6月時点で、首長部局・教育長部局を合わせ職員数が79名と小規模な機関である。 平成27年度から継続的に募集・採用を行っているが、法定雇用率の達成には至っていない。ただし、不足数においては0人である。今後は法定雇用率の達成のほか、採用職員の活躍の場を広げ、自立の促進につなげるなど、さらなる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 令和6年6月1日時点 2.5% (参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:1.27% (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	法定雇用率の達成に向けた取組みの推進 ※今後、人事記録を元に定着状況を把握・進捗管理。
③満足度、ワークエンゲージメントに関する目標	【ワーク・エンゲージメント】前年度を上回る ※計画初年度は、目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。 【満足度の全体評価】70% (評価方法)毎年4月時点で在籍している障害者(新規採用を除く)に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。
④キャリア形成に関する目標	【障害者が担当する職務の拡大】 障害の程度に応じて能力を発揮できる職域、職種、業務の提供 (評価方法)人事記録を元に把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○衛生委員会と連携し、組織内の人的サポート・支援体制(障害者雇用推進者、人事担当、衛生管理者)を整備するとともに、組織外の関係機関である公共職業安定所(ハローワーク)との連携体制(職場適応支援者を利用した助言等)を構築し、情報の共有を図る。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2)人材面	職場の同僚や上司を対象として、障害への理解を深めるための講演会の開催を実施し、障害に応じた対応マニュアルの作成(視覚化)を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	

		<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、障害者と業務のマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じ、職務の選定及び創出について検討を行う。</p>
<p><b>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</b></p>		
(1) 職務環境		<p>○障害者からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入を検討する。</p> <p>○障害者からの要望を踏まえ、作業マニュアルの作成や、作業手順の見直し簡素化を検討する。</p> <p>○新規に採用した障害者については、定期的に面談等により必要な配慮や支援を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも過重な負担とならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用		<p>○選考試験に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録をしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul>
(3) 働き方		<p>○テレワーク勤務やフレックスタイム制の活用を促進するとともに、時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。</p> <p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成		<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
(5) その他の人事管理		<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となったものをいう。)について、円滑な職場復帰に向け、復職支援プログラムの利用や、復職後の職務選定、環境整備や通院への配慮、働き方、キャリア形成などの取組みを行う。</p>
<p><b>4. その他</b></p>		
		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の場の提供を実施する。</p>